中間前金払の実施に係る事務取扱要領(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第34条第4項に基づく中間前金払の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条及び約款第34条第4項に該当する工事並びに須賀川市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領(平成17年12月1日施行)に規定する債権譲渡を行っていない工事を対象とし、変更契約後に以上の条件を満たす工事についても適用するものとする。

(債務負担行為に係る特例)

- 第3条 前条に規定する対象工事について、債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額が700万円以上の工事を対象とする。この場合において、当該会計年度の工事実施期間の2分の1以上を経過していること及び既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該会計年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであることを条件とし、中間前金払の割合については、当該年度の出来高予定額の10分の2以内とする。(認定の方法)
- 第4条 約款第34条第6項に規定する中間前金払に係る認定の請求は、中間前金払認定請求書 (第1号様式)により行うものとする。なお、認定請求書には、約款第11条の規定による工 事履行報告書を添付するものとする。
- 2 市長は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、次の要件のすべてに該当しているか否かを調査し、中間前金払の認定をするものとする。
 - (1) 当該契約に係る工期の2分の1 (債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1) を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1 (債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1) を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1(債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額の2分の1)以上に相当するものであること。
- 3 前項の調査は、当該工事を担当する課(廨)長が行うものとする。
- 4 市長は、出来高に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示を求めることができる。この場合において、出来高が請負代金額の2分の1に満たない疑いがあるときは、出来高設計書を作成することにより履行の確認を行うこととする。
- 5 市長は、中間前金払認定調書(第2号様式)を作成し、認定の結果を請負者に通知するものとする。この場合において、認定の結果の通知は、当該認定に係る請負者が提出する資料について内容の不備、提出の遅滞その他特別の事情があるときを除き、速やかに行うものとする
- 6 認定に係る決裁区分は支出負担行為に係る決裁区分と同一とする。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

中間前金払認定請求書

年 月 日

須賀川市長

請負者 住 所

氏 名

€

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、須賀川市工事請負約款第34条 第6項の規定に基づき中間前金払の認定を請求します。

記

工事名称	工事番号 第 号						
工事場所							
契約年月日	年 月	日					
工 期	年 月 日 ~ 年	月 日(日間)					
請負代金額	うち消費税額	円 円					
摘要							

添付書類:工事履行報告書(約款第11条関係;福島県土木部共通仕様書第8号様式その3)

工事履行報告書

Н	事	名	工事	番号	第	,	를						
エ		期				年	月	日	~	年	月	日	
日		付					年	月	日(月:	分)		
月			別	予 (定):	工 程 工程	% 変更後	実	施工程	%	備		考
(記	事欄)	1											

監	督	員	主任(監理 技 術

中間前金払認定調書

契約の相手方	所	在	地														
相手	氏:	名又	は														
方	名		称														
エ	事	名	称	=	工事	番号	第	뮺									
Н	事	場	所														
H			期					年	月	日	~		年	月	E	Ī	
			州								(甘間)				
主	負代	م د	灾百												円		
一日	A I	, 11 2	世界				うち	消費	税額						円		
			% 1														
摘			要														
		上記	工事	ずつし	って、	その	進	歩を調	査した	とこ	ろ、須	賀川	市工事	請負契	約約	款第	3 4条
	第	6項	io#	見定	に基	づく	中間	前金机	ムをす	るこ	とがて	できる	要件を	を具備	して	いる	ことを
	()	認定	(す)	5 · [忍定 [しない	» (د	é2.									
					_												
			左	Ē.	月	E	1										
									須	賀。	市川	長					@

- (注) ※1 下記の状況を記載すること。
 - (1) 工期の1/2を経過しているか。
 - (2) 工事の進捗状況が予定した工程を上回っているか。
 - (3) 出来高が50%を超えているか。
 - ※2 いずれかを削除して回答すること。